

# 松戸市教育委員会会議録

平成28年1月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成 28 年 1 月定例

開 会	平成28年1月14日 (木) 15時20分	閉 会	平成28年1月14日(木) 17時12分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 1 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	学校教育部 部長	山口 明	21	スポーツ課 課長補佐	齋藤 健司
2	学校教育部 参事監	門 良英	22	〃 主幹	菊地 俊一
3	教育企画課 課長	宮間 秀二	23	保健体育課 課長	浅井 康正
4	〃 専門監	渡邊 和宣	24	〃 課長補佐	松丸 司
5	〃 課長補佐	平松 澄明	25	〃 主事	保坂 菜乃子
6	〃 主幹	大西 真	26	〃 主事	橋本 美咲
7	〃 主査	橋本 欣之	27	教育研究所 所長	鈴木 孝則
8	〃 主事	伊藤 翔	28	〃 参事補	加藤 朋尚
9	教育施設課 課長	関 聡	29	〃 課長補佐	小澤 英明
10	〃 専門監	渡部 優樹	30		
11	〃 課長補佐	小倉 慎一	31		
12	〃 主査	久保田 昭彦	32		
13	〃 主事	我謝 孟春	33		
14	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	34		
15	〃 専門監	町山 茂昭	35		
16	〃 課長補佐	藤田 和子	36		
17	〃 美術館準備室長	田中 典子	37		
18	〃 主査	千葉 寛	38		
19	〃 主査	白鳥 仁	39		
20	スポーツ課 課長	田岡 等	40		

**教育長** それでは、始めます。

傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** ただいまから平成28年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。よろしくお願います。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案3件、報告等3件となっております。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願います。

---

◎議案第36号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議案第36号「契約の締結について（松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業）」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

**教育施設課長** よろしくをお願いいたします。

議案第36号「契約の締結について」ご説明申し上げます。

議案書1ページをごらんください。

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約の締結につきましては、平成28年3月定例市議会に提案するよう市長に申し出るものでございます。

中段下、1、契約の目的でございます。松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業でございます。

2、契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とするものでございます。この事業につきましては、公募型プロポーザル方式をとっております。有識者からなる選定委員会におきまして優秀提案者を判断していただきまして、市として交渉権者として決定を行いました。そのようなことから、相手は1社でございますので、随意契約とするものでございます。

続きまして、3、契約金額でございます。47億7,809万800円でございます。

続きまして、4、契約の相手方でございます。松戸SAパートナーズ株式会社代表取締役、高田貞二でございます。

続きまして、提案理由でございます。教育環境の向上に向け、全ての市立小中学校に空調設備を整備するためとしてございます。

議案書2ページをごらんください。

1、契約相手方の選定に係る経緯につきましてでございます。児童・生徒の快適な教育環境を目指し、全ての市立小中学校に空調設備を一斉に整備するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の第5条及び第7条の規定によりPFI事業の実施方針を公表し、松戸市立小中学校空調設備整備事業をPFIの特定事業として選定したものでございます。構成企業及び協力企業により構成された株式会社太平洋エンジニアリング千葉営業所を代表企業とする太平グループから参加表明がなされたことにより、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会は、審査の結果、規定した募集要項及び事業者選定基準を満たし、要求水準を超える提案項目が多くありましたことから、当該グループを本PFI事業者としてふさわしい提案者と判断されたものでございます。

これによりまして、議案書2ページの1の(1)に記載してございますとおり、交渉権者

の太平グループ、ア、代表企業の株式会社太平エンジニアリング千葉営業所、イの構成企業として、株式会社ケイハイほか4社、ウ、協力企業として、株式会社ダイエックスほか16社、計23社の当該グループを本市が交渉権者に決定した上で、松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業基本協定書を締結したものでございます。

続きまして、議案書3ページをごらんください。

(2) 選定委員会における採点結果についてでございます。300点満点中270.8点でございました。

次に、2の契約形態でございます。松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業は、代表企業及び構成企業が出資した特別目的会社と契約を締結するものでございます。

次に、3の事業範囲につきましては、本事業は事業者が要求水準書に示された事項に沿って、対象校の対象教室等における空調設備の設計、施工、工事監理、維持管理、移設及びその他これらに付随し、関連する一切の業務を行うものでございます。

次に、4の事業場所につきましては、松戸市立中部小学校ほか63小中学校、小学校44校、中学校20校でございます。

4ページをごらんください。

5の対象教室につきましては、普通教室、特別支援教室、音楽室、校長室、職員室のうち1,427室でございます。

最後に、6の事業期間につきましては、3月の市議会の議決を得た日の翌日から平成41年3月31日まででございます。

なお、設置完了引き渡しの時期につきましては、当方で求めました平成28年12月末日に対しまして、事業者の提案では同年9月の4週目ということでありました。予定どおり進めば、2学期の早い時期には供用開始となる見込みでございます。

以上ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございました。

議案第36号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

市場委員。

**市場委員** 市場です。

ご説明ありがとうございます。公募をしたんだけど、応募したのが1つの企業、グループだけだったという説明だったのかということが1点と、あと、契約の相手方、松戸S

Aパートナーズ株式会社というのと太平エンジニアリングというのが、どういう関係なのか特別目的会社というのがS Aパートナーズという意味なんですか。そこを教えてください。

**教育長職務代理者** 教育施設課長、お願いします。

**教育施設課長** 特命を受けております専門監に、この後、答弁のほうをさせていただきますので、よろしくお願いします。

**教育長職務代理者** それでは、専門監、お願いいたします。

**教育施設課専門監** まず、参加表明があったグループに関しましては、この23社を一くくりとした1グループのみでございました。それから、特別目的会社の関係でございますが、議案書3ページをごらんいただきますと、契約の形態というところを見ていただきますと、代表企業及び構成企業が出資した特別目的会社という形態になってございますので、まず、代表企業が太平エンジニアリングでございます。構成企業はケイハイ、九電工、内藤建築事務所、京葉プラントエンジニアリング、フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社、合計6社でもってつくられた会社というふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**市場委員** すみません、松戸S Aパートナーズ株式会社というのは、そうすると、何なんですか。

**教育長職務代理者** 専門監、お願いします。

**教育施設課専門監** このP F I 事業だけをやるために特別につくった新たな会社でございます。

**市場委員** それが、特別目的会社が松戸S Aパートナーズ株式会社という意味ですか。

**教育施設課専門監** そのとおりでございます。

**市場委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかにご質問等、お願いします。

**武田委員** 1番の選定の経緯のところ、基準を満たした要求水準を超える提案項目が多くあった。超える提案項目というのは、具体的にどんなことがあったのかということと、それと、3番の事業の範囲というところで、これは施工と工事に関する入札の話だと思うんですけども、維持管理、移設というのは今後のことでいらっしゃいますでしょうか。その点をお願いします。

**教育長職務代理者** 専門監、お願いします。そうすると、採点のところの中身という話になるのかな。

**武田委員** いや、超える提案項目というのは、何がよくてそこにされたとかと、何か特別なことがあったのかどうか。

**教育長職務代理者** お手元の資料、お手元というか、お持ちの資料の中で説明できるだけ、ちょっと詳細に採点内容等をお願いします。

**教育施設課専門監** すみません、議案書のほうでは詳しく出てございませんでしたので、ちょっとそこを詳しくご説明させていただきます。

まず、提案の項目が10項目ほどございました。それで、各その項目に対して、選定委員会は、A、B、C、Dの4ランクの評価をつけたわけでございます。それで、Aランクという評価は、要求水準書を超える具体的に極めてすぐれた提案があるということで、その部分に配点されたものに1.0を掛けます。Bの場合は、要求水準書を超える具体的にすぐれた提案があるということで、配点に対して0.6を掛けます。それで、Cは、要求水準書を超える具体的な提案があるということで、配点に対して0.2を掛けます。Dは、要求水準書を超える提案がないとした場合で配点に対してゼロを掛けるというもので、こんな仕組みで評価させていただいたものでございます。

具体的に申し上げますと、10項目のうち2項目にAランクがつきました。残りは全部全てBランクがついたという形になってございます。ここの配点が合計で100点ございまして、そこが70.8点というふうになったわけでございます。

**教育長職務代理者** ごめんなさい、ここというのは何の項目が70.8点だった。100点が配点された……

**教育施設課専門監** すみません。まず、Aランクをとれた項目というのが、設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性というような項目がございました。ここはAランクをとっています。

それから、もう一つAランク、空調設備の完成時期の話でございます。先ほど手前どもの課長からもご説明したとおり、求める要求は、28年12月末までに空調を完了させればいいという条件だったんですが、それが極めて早い提案だったので、そこはAランクをとれたというものでございます。

ということで、評価としては100点満点中70.8点がそこで確保できたと。残りの200点は、基礎点といって、要求水準書をそもそも超えていれば100点が与えられるというもの。それから、価格点といって、手前どもが示した参考価格を下回っていたしましたので、そこでも100点が確保できた。合計270.8点という形になりました。

それから、議案書の3ページの中に、設計、施工、工事監理、維持管理、移設及びその他



これらに付随し、関連する一切の業務を行うというふうになってはいますが、当該PFI事業は、設計、施工、工事監理、それから、できた後の維持管理、その後、教室等の移動等がある、そういうものも含めての移設等々を全て含んでいるというPFI事業になってございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 武田委員、よろしいですか。

**武田委員** つまり、超える項目があったというのは、工期が早まったということと価格が下回ったということと捉えていいということですね。

**教育施設課専門監** あとは、設計、施工の提案の中で、具体的にすぐれた提案があったんですが、室外機を連結して、マルチ方式といいまして省エネに非常に効果的な設計をしますよという提案がありました。この点も高く評価されたことでございます。

以上でございます。

**武田委員** それと、3に関しては、今後の維持管理ということではなくて、整備一環が終わるまでの維持管理と、もし設備を移設する場合の、そこまでの責任という意味での移動ということですね。

**教育施設課専門監** まず、空調設備ができ上がるのが、先ほど申し上げましたとおり、9月からは供用開始ができる見込みになっています。その後、平成41年3月31日までは維持管理が続くわけです。これが維持管理ということになります。

**武田委員** わかりました。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そのほか。

今、ちょっと追加資料が出ました。松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の体系イメージということで、資料4というものが出ましたので、これも参考に、それぞれの役割が若干わかりやすくなったかなというところですね。

お願いします。

**松田委員** 松田です。2つ質問があります。決定の経緯についてもう少しお話しいただきたいというのと、それから内容について、まず決定の経緯なんですけど、自治法の167条の2の第1項第2号の規定によるということですが、この規定は、目的が競争入札に適さない場合にこれを該当する随意契約でいいという条文かと思えます。その解釈でいいかどうかわかりませんが、競争入札に適さないというようなこととどういうことなのかが1点お聞きしたいことです。そして、採点結果が270.8ということですが、この点数というのは何

か意味があるのかどうなのか。つまり合格基準のようなものがあって、それで、それをクリアしたということなのか、それとも単なる参考資料なのか。それが決定の経緯にかかわる質問とさせていただきます。

それから、内容に関することなんですけれども、2ページの3行目に、一斉に整備するということが書いてあります。こういうのはどんどん進めていただければと思うんですけれども、一斉にというのは、どういうことなのか教えていただきたい。つまり、全部が時間的に一斉になのか、もし、そうだとしたら、それは可能なのか教えてください。

それと関連して、4ページ目なんですけど、対象教室が1,427室になっています。普通教室全部の設備を整えるという意味なのか、余剰教室のようなものの扱いはどうなっているのか、教えてください。

以上です。

**教育長職務代理者** 何点かありました。専門監から、それでは。

整理すると、まず随意契約のところの流れ、それから点数の基準、それから一斉にという、分けると3点目になるんでしょうかね。それから、最後は対象教室についてと。

**松田委員** 普通教室についてと。

**教育長職務代理者** そこについて、大きく分けて4点、お願いします。

**教育施設課専門監** 専門監から答えさせていただきます。

まず、1点目の地方自治法167条の2第1項第2号の規定ということで随意契約でございます。これにつきましては、契約の相手方が特定される場合は、この条文が使えるというような認識でございます。

それで、なぜ契約の相手方が特定できるかと申しますと、公募型プロポーザルをして、そもそも1グループしか出てきてはいませんでしたけれども、何グループか出てきた場合も優秀提案者が選ばれるわけございまして、そこと契約できる見込みになってございまして、そのグループが限定されるという意味でございます。

それから、2点目の基準、点数の基準があったのかというようなご質問だったと思いますが、最低でも60点をとらなくてはならないと規定してございまして。つまり、合計点でいいますと、260点をとらないとだめだということでございまして。

これが1グループの場合の最低基準でございます。2グループ以上出てきた場合は、その最低基準はなく、点数同士の勝負という形になったわけでございます。

それから、3点目の対象室でございます。普通教室に関しましては、全普通教室ではなく、

ほかの用途で使っているような場合については対象としてございません。つまり、現有のクラス数を対象としてございます。

それから、あと、記載のございました一斉にというのは、ちょっと過去の経緯をご説明いたしますと、当初3カ年ぐらいをかけて、設計と施工を繰り返して行って整備をしていくという方針を立てました。ただし、東日本大震災の関係がありまして、耐震を優先した関係から、冷房化事業を延ばしました。ということで、単年度で整備しないと市民サービスの向上ができないだろうという判断になりまして、全校一斉にという意味を含んだものでございます。

以上でございます。

**松田委員** わかりました。そうすると、一斉にというのは単年度内でおさめちゃうという、そういう意味だということですね。どうもありがとうございます。今後とも適切に進めていただきたい。ありがとうございました。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** 若干細かいことになるかもしれませんが、メンテナンスについては今のご説明で、来年9月ごろまでには全部設置され、それ以後、ここに書いてある事業期間の41年3月末までの間の維持管理が、この経費の中に含まれているという理解ですね。

従って、それ以後壊れた場合は、個別に対応して直すという理解でいいのかということですね。

それから、2点目はこの金額は、47億円余りとかなり大きな金額で、対象教室が1,427室ということで、平均して1部屋当たり335万円ぐらいかかるわけですね。1部屋はかなり大きいので、単純に比較できないかも知れませんが、1部屋当たり335万円というのは、その後の維持管理を含めても、かなり大きな額だなと思うんですけども、これは妥当な金額だという理解でよろしいのかという点です。

それから、最後に、そういう空調の機械の個数、何個設置されるのか、ちょっとわからないんですけども、1社のメーカーで全部そろえられるのか、あるいはいろんなメーカーのが混在するのかという点、その辺はもう決まっているのでしょうか。

**教育長職務代理者** ご質問は3点ですか。

**伊藤委員** はい。

**教育長職務代理者** 1部屋当たりの金額と、それからメーカーと、最初は何でしたっけ。

**伊藤委員** 維持管理がどうなるかです。

**教育長職務代理者** 41年以降ですね。

**伊藤委員** そうです。

**教育長職務代理者** 失礼しました。3点お願いします。専門監。

**教育施設課専門監** 3点お答えいたします。

まず、事業期間の41年以降の話につきましては、伊藤委員おっしゃったとおりでございます。この金額には含んでございません。したがって、その後の、PFI事業をまた更新するのか、あるいは委託、維持管理の委託だけを出すのかというのは、事業終了の1年ぐらい前の平成40年度から検討していく形になります。

それから、金額が1教室当たり、結構高いんじゃないのかというような指摘がございました。

**伊藤委員** いや、高いか安いかは、私にはわからないんですけれども。

**教育施設課専門監** この1,427というのは、職員室とか大きな部屋も含んでいます。それから、特別支援教室みたいな小さな部屋も含んでいます。それで、学校の空調でございますので、下に室外機を置いて、4階なり5階なりという階まで縦の配管を上げていかなきゃいけないんですね。そうすると、当然そこに足場が出てきたりします。そうすると、家庭のエアコンのようなつけ方はちょっとできないというふうにご理解いただきたいと思います。

加えて、設計を行う金額も入っています。それから、それを見届ける工事監理というような仕事もこの金額には含まれています。それから、先ほど伊藤委員おっしゃいました13年分の維持管理費用も入っています。したがって、この辺は妥当というふうに私どもは判断しているところでございます。

それから、メーカーの統一性でございますが、今回の条件は、電気なのかガスなのか、つまり、エネルギーを電気方式の空調を使うのか、ガス方式の空調を使うのかというのは、全校それは統一してくださいということで、提案自体はガス方式の提案になっています。

**伊藤委員** 学校ごと。

**教育施設課専門監** ガス方式。

**伊藤委員** ガスが利用されるのですか。

**教育施設課専門監** ええ。電気ではなく、ガス方式の提案になっています。

**伊藤委員** ああ、そうなんですか。

**教育施設課専門監** 補足しますと、室外機をエンジンのようにガスで回して、冷たい空気をつくっていくという仕組みでございます。この教育委員会の建物も同じような仕組みになって

います。

**伊藤委員** 全部がガス方式になるのですか。

**教育施設課専門監** そうです。全校ガス方式です。

それで、求めた条件はもう一つで、操作性は各学校全て同じという条件でやってくださいというのが、求める条件です。メーカーがそろうかどうか、設計していないのでわかりませんが、操作性は全ての学校でそろうということになります。

以上でございます。

**教育長職務代理人** よろしいでしょうか。

**伊藤委員** はい。

**教育長職務代理人** 関連して、ちょっと私から確認です。

1部屋当たりの金額の中には、いろいろ、いわゆる機械の代金以外のものがかかり入っているということをご説明ありました。それで、維持管理については、これはあれですか、発生したときに支払うわけでしょうね、恐らく。維持管理が将来どのようなようになって、例えば不具合が出たときの修理に来ていただくとかいったことが、どれぐらいの頻度でどうなっていくか、ちょっとわかりませんが、そういったのは決まったもので、支払いの金額までこれで契約で決定しているということですか、それとも、最大値がこれだということですか。支払いのタイミングをちょっと教えていただければありがたいです。

専門監、お願いします。

**教育施設課専門監** まず、初年度は、金額の支払いに関しては、空調設備がついた時点で1回お支払いします。これは工事代金というふうに考えてください。その後の維持管理のお金は、29年度からは年2回払いになっています。各年度2回払いです。

それで、例えば故障した場合、これは全部、事業者の責任で全て直る形になっています。この金額を超えることはありません。それから、維持管理の具体的な話としては、修理も含めてなんですけれども、フィルターを交換する仕事であるとか、清掃であるとか、室外機の油入れであるとかオーバーホール、その辺を全て含んでいるということでございます。

**教育長職務代理人** わかりました。ありがとうございます。

市場委員。

**市場委員** 対象教室が今1,427と決まっているということですが、もちろん決めなきゃいけないんでしょうけれども、限定して困るようなことも予測されないのかな、限定しなきゃ契約できないんだと思いますけれども、今後新しい小学校、また小中学校ができるかとい

うと、それはどうかわからないけれども、そんなことまで、どの程度想定として考えられているかどうかということと、あと、さっき施工は、28年9月末までということは、要するに、ことしの夏休みを使ってやって、事実上、夏休み中に終わらせるみたいなイメージなんじゃないでしょうか。教室は決めなきゃ契約できないのは、それはわかるんですけども、今後どうなるんだらうなど、思ったので。

**教育長職務代理者** 13年間、14年間ですか、14年間の間の変動の可能性、例えば設備の老朽化等によって、建てかえをすぐやるということはないでしょうけれども、仮にそういった変動があった場合に、あるいは人数の変更で普通教室を増やさなければならないとかいったようなことへの対応ができるのかという点でしょうか。

お願いいたします、専門監。

**教育施設課専門監** 市場委員おっしゃったとおりでございます、まずは1回契約しなきゃいけないので、まずはこの1,427室とし、これが永遠かといったら、そんなことはないと思っています。

それで、例えばでございますが、クラス編制は毎年変わります。多くなる学校があれば、新たにエアコンをつけます。したがって、事業契約の変更をさせていただくつもりでございます。そのときは、また議案として提案させていただくということになります。

**市場委員** 例えば、A中学校は今、合計で30クラスあると。それが、翌年度32クラスに例えばなると。その場合には、またもう1回、それについて契約をし直すということですか。

**教育施設課専門監** 1クラス分がふえますので、1クラス分の契約金額がアップになるという考え方でございます。

**市場委員** あと、工期については、夏休みを使って一気に本当にやってしまうという理解でよろしいんですか。

**教育施設課専門監** 64校全てを夏休みではなく、早い学校は4月、5月のころからやり始める学校もあります。そこで、ある程度見込みをつけて、一番いっぱいやるのは、夏休みということでございます。

**市場委員** もちろん、学校教育活動に支障がないということが前提だと思いますので、よろしくをお願いします。

**教育長職務代理者** いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問あるいはご意見。

運用上の心配というか、今後柔軟な対応というか、これで固まるだけじゃなくて、数の変

更が出れば、当然、変更の契約がまた出てくるということでもございました。大変大きな金額でありますので、また一遍にやりますから、大変市民の関心も高いと思いますし、ぜひ事業の進行は滞りなくしていただきますように、また、何というんですかね、1回ついてしまえば、今度は、例えば故障したとか動かないとなると、大変今度は修理というか、そういったことについても、高い要求が現場からはあると思いますので、そういった点も十分に考慮されているということですのでけれども、よい運用をして成果が上がればいいかなというふうに思っています。

ほかになれば。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第37号

**教育長職務代理者** 続きまして、議案第37号「松戸市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

説明者が入れかわっております。少々お待ちください。

では、ご説明をお願いいたします。

参事補、よろしく願いいたします。

**教育研究所参事補** 教育研究所参事補、加藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、5ページ、議案第37号「松戸市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、学校教育法施行令の改正に伴い、松戸市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正し、松戸市心身障害児就学指導委員会を松戸市教育支援委員会に改めるため、お諮りするものでございます。

平成25年9月1日付で学校教育法施行令の一部が改正され、障害のある子どもに対して適切な就学先の決定のみならず、早期からの教育相談や、その後の一貫した教育的支援につい

でも求められることとなりました。また、その趣旨からも、「就学指導委員会」の名称を「教育支援委員会」といった名称にすることが適当であるとの提言がなされました。これを受けまして、県では、千葉県心身障害児就学指導委員会規則を千葉県教育支援委員会規則に改め、名称も昨年度より「千葉県教育支援委員会」としました。こうした動きに合わせて、本教育委員会におきましても、松戸市心身障害児就学指導委員会条例の改正についてお諮りするものでございます。

改正する事項は6ページ及び7ページのとおりですが、その趣旨は、「松戸市心身障害児就学指導委員会」を「松戸市教育支援委員会」に改め、教育的支援の機能の拡充を図るものでございます。

本市では、これまでも、障害のある児童・生徒の就学指導のみならず、入学後の支援につきましても、本人や保護者の願いや困り感を受けとめながら教育相談等を重ねるなどし、継続した丁寧な対応を心がけ、行ってまいりました。今後も早期からの教育相談や、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についての助言等に一層留意し、きめ細かな相談体制や支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

地方自治法138条の4の第3項って何かなと思って見てみましたら、執行機関の附属機関としてのいろんな委員会、審議会等を置くことができるという、非常に一般的な条項でありました。ですので、それに基づいて、松戸市教育支援委員会を置くというふうに変更するということです。

そこに例規集を、きょうはご用意いただいております。もしよろしければ、その1,953ページに載っておりますので、手にとっていただくと、せっかくですから、ごらんいただきながら、1,953で恐らく間違いないと思います。どうぞ、お時間あれば……違いますか。違うんですね、2冊ある。失礼しました。

それでは、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 現行の第3条(4)「専門医師」が「医師」に変わっているのは、専門医師の定義が余りはっきりしないからなのかと、専門的に診ている経験が深い医師がそもそも少ないという現状も、多分あるのかなと思いながら見ていたんですけれども、そのようなことなのかどうかということが1点。



あとちょっと、この会議の議題には直接かわりないことなんですけれども、松戸市教育支援委員会の具体的な活動内容というのを少し紹介していただければと思うんですけれども。

**教育長職務代理者** 医師、専門医師、このあたりについて、それから具体的内容。

参事補、お願いいたします。

**教育研究所参事補** ただいまご質問いただきました医師と変更する件につきまして、ご答弁申し上げます。

今、委員がご指摘のとおり、専門医師という言い方が非常に曖昧なところがあります。今現在、就学指導委員会で4号委員、いわゆる専門医師という形で委嘱をお願いしている医師の方は、お一人が児童精神科医、お一人が小児科医、お一人が耳鼻科医ということでございます。医師、皆様それぞれご専門ということで、あえて専門という言葉は外させていただいたということでございます。

それから、就学指導委員会の活動ということでございますが、今現在、研究所の相談員、臨床心理士でございますが、ふれあい22にあります研究所の分室というところで相談活動を行っております。そこで、保護者、あるいは保護者と本人、対象児童を含めた、さまざまな相談をさせていただいております。例えば生活面、学習面、運動面等々、そうした相談を得て、保護者の進学の意味をその上で確認をした上で、就学指導委員会にお諮りをして、就学先について検討いただくという、そういう流れでございます。最終的に就学先決定は教育委員会が行っております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 市場委員、どうでしょうか。

**市場委員** 一つには、まずは小学校就学時に、どちらの学級に編入するかということをおに助言して、最終的に決定する機関だということですよ、恐らく。

**教育研究所参事補** はい、そうです。

**市場委員** 行政にかかって、そこにアクセスできた人についてはそれでいいと思うんですけれども、ふれあい22にアクセスしなかった人に対する拾い上げの方法とか、そういうものは、別に教育委員会だけの仕事ではないんだと思いますけれども、その辺の体制がどうなっているとかということも、ちょっと含めて教えていただければと思います。

**教育長職務代理者** 研究所参事補、お願いします。

**教育研究所参事補** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、基本的には研究所のほうに相談連絡をいただくケース、それから、こども発達セン

ターのほうで相談にかかっているケースが研究所に連絡が入るケース、そのほか、今委員ご指摘の、そういったケースにのらないお子さんについては、秋口に各学校で就学時健康診断というのを実施しております。そこで、各学校で校長先生なり教頭先生なりが、このお子さんについては少し多動であるとかというような状況から、相談が必要かなというようなことで校内で相談をされた、教育相談をされたケースが研究所のほうに、保護者の了解をいただいた上で連絡が入るケースということで、その最初のケースにのらないお子さんについての教育相談というものを行っております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 市場委員、いかがでしょうか。

**市場委員** わかりました。恐らく1歳半健診とか3歳児健診とか、そういうので、まずは大体のスクリーニングがされていて、ただそれは、必ずしも全市民が受けているわけではないので、漏れる方がいらっしゃるので、そういう方については就学前健診で拾い上げると、そういう体制ということでよろしいですね。

**教育研究所参事補** はい。

**市場委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 先ほど私、例規集のページを、古い25年版を私、持っていて、そのページを言いましたが、1,879ページでした。訂正します。

どうぞ、松田委員。

**松田委員** それと、関連でよろしいでしょうか。

「組織及び委員」のところなんですけれども、大幅に変わっています。先ほどの説明ですと、障害の状態とか本人の教育的ニーズを十分に勘案して、それで就学校を決定することが大事な役割なんだという話がありました。そうしますと、特に第3条の(2)と(3)なんですけれども、「校長」から「代表する者」に変わっていて、「学級担任者」から「学級を担当する者」というふうに変更になっています。正直これで適切なのか疑問に思います。学校との関連を考えた場合に、責任の所在を考えると大丈夫かなとちょっと不安が残ります。なぜこうしたのか教えていただけますでしょうか。何か浮かんでくるのが教頭先生をめぐる姿なんですけれども、教えてください。

**教育長職務代理者** 研究所参事補、お願いします。

**教育研究所参事補** お答えいたします。

まず、「特別支援学級設置校を代表する者」と変更した理由でございますが、これまでは、

今、松田委員からございましたけれども、特別支援学級設置校の教頭先生には3号委員、学級担任者の枠の中で、全校的な視点からご意見を伺っておりましたが、前回の教育委員会会議においてもご指摘をいただきましたので、このたび、2号委員を「特別支援学級設置校を代表する者」として、校長先生及び教頭先生を対象とするように変更いたしました。

それと……

**教育長職務代理者** 学級担当のところも。

**教育研究所参事補** 学級担当としましたのは、基本的には学級担任なんですけれども、特別支援学級担任と、それから通級指導をする教室というのがあります。教室の場合は、担任という言葉がちょっとなじまないかなというふうに思いましたので、そのように変更いたしました。いずれにしても、学校現場で専門的に指導に当たっている者ということでございます。

**教育長職務代理者** 松田委員。

**松田委員** (3)はわかりました。判断はお任せしますけれども、(2)につきまして、一言。

(2)のように、「代表する者」としますと、学校の責任を背負わないという立場も考えられますので、もう一度このところについてはご検討いただくことができないでしょうか。例えば、学校長または教頭とするとか、あるいは学校管理職とするとか。ちょっと不安が残ります。大丈夫だよというような、何かそういうエビデンスがあれば別なんです。

**教育長職務代理者** 参事補、お願いします。

**教育研究所参事補** すみません、持ち帰りまして確認をさせていただきたいと思います。

**教育長職務代理者** そうですね、時間的な問題がありますか、これは議会との関係で。

**教育研究所参事補** そうなります。

**教育長職務代理者** であるとすれば、その「代表する者」というものが何を指すのかという定義、言葉の問題だろうと思います。これはどこかに根拠がありますかね。

研究所長、お願いします。

**教育研究所長** 鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。

今の件についてご答弁申し上げます。

「特別支援学級設置校を代表する者」というふうにさせていただきましたけれども、事務局サイドといたしましては、当然、学校長というふうな認識をしているところでございます。ただし、専門的な立場の教頭先生もいらっしゃる場合がございますので、その場合には、その先生のお力添えをいただいたほうが、より円滑な審議ができるというふうに考えた上で設

定したものでございます。原則としましては、校長先生というふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理人** 松田委員。

**松田委員** その考えはわかりますけれども、文章になってきますと、当然これが判断基準になりますので、この解釈によっては、誰でも何らかの形で学校を代表していることが認められれば、それでいいということになってしまいます。必ずしも学校管理職の立場から、この改正の目的に沿った意見が出されるということは限らないと思いますが、いかがでしょうか。

**教育長職務代理人** どうでしょう、私の法律をいじっている者の端くれの感覚でいうと、これはどこかに学校を代表する権限というものが法律上あると思うので、代表する者といえば管理職を指す、もしくは校長または教頭を指すという、定義上持ってこれないでしょうか。そういうものはないでしょうかね。

**学校教育部長** 校長、教頭で、修正提案という形で出していただいて、ご承認いただければと思います。

**教育長職務代理人** それは、研究所としては大丈夫ですか。

**教育研究所長** はい。

ただいまご指摘をいただいた点については、ご指摘どおり、学校長及び教頭という形で……

**学校教育部長** 副校長も含めて3職でお願いします。

**教育研究所長** 副校長もいらっしゃいますけれども、副校長、教頭ということで明示をした上で、条例の改正をしていただくという形でよろしいでしょうか。

**松田委員** はい、よろしくをお願いします。

**教育長職務代理人** 訂正する文言をもう1回確定させたいと思います。

**教育研究所長** それでは、特別支援学級設置校の校長、副校長、教頭とするという形でよろしいでしょうか。

**松田委員** 並びは大丈夫ですか。校長、副校長または教頭となりますか。

**教育長職務代理人** 企画課長、お願いします。

**教育企画課長** 議事録を調整する関係でちょっと申し上げますが、特別支援学級設置校を代表する校長、副校長、教頭、このいずれかが委員として選任されるというふうに考えれば、校長、副校長または教頭というふうに改めるのが、改めるというか修正するのが、一番よろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

**教育長職務代理人** そうすると、資料でいいますと、6ページの下から9行目(2)のところですね。ここを「特別支援学級設置校の校長、副校長又は教頭」でよろしいですか。

**教育企画課長** はい。

**教育長職務代理人** 学校教育部長、お願いします。

**学校教育部長** 実際、今の委員になっているのは、校長と教頭の代表でございます。副校長は可能性の問題でございますので、校長、副校長、教頭の中からという並びでお願いします。

**教育長職務代理人** 並びはそれでね。企画課長、文言の使い方としては、最後の教頭の前に「又は」を入れるでいいですね。

**教育企画課長** この第2号を修正するとすれば、「特別支援学級設置校の校長、副校長又は教頭」となります。

**学校教育部長** そういう形で修正提案をさせていただきたいと思います。その上でご承認のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

**教育長職務代理人** 明確に例示をしたということで、意味するところは変わらないけれども、解釈の余地を残さないように明確にしたということだと思います。

それでよろしいでしょうか。

**松田委員** はい、結構です。

**教育長職務代理人** そのほか、いかがでしょうか。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

議案第37号の採決をいたします。

議案第37号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「修正の上」の声あり)

**教育長職務代理人** ごめんなさい。原案どおりじゃなくて、修正の上、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理人** ご異議ないものと認め、議案第37号につきましては、修正の上、決定をいたしました。

資料のほう、議事録のほう、よく確認の上、文言をよろしくお願ひいたします。

(「ありがとうございました」の声あり)

◎議案第38号

**教育長職務代理者** 次に、議案第38号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

説明者が入れかわっております。

では、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** では、議案第38号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

提案理由は、松戸神社神楽殿天井絵及び杉戸絵を松戸指定文化財に指定するに当たり、その適否について、松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

文化財の指定につきましては、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に、市内に存在する文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財に指定することができることと規定されており、また、同条3項に、文化財の指定をするには、あらかじめ松戸市文化財審議会に諮問しなければならないと規定されております。

それでは、今回の議案についてご説明いたします。

経緯からご説明いたしますと、松戸神社の氏子の方から平成25年8月20日に、神楽殿の建物と天井絵、杉戸絵の保存が可能かどうか、また、その価値について調べてほしいとの申し出が教育委員会にございました。これに伴い、社会教育課の学芸員が建物と天井絵、杉戸絵を拝見させていただき、その後、専門家であります東京藝術大学大学院保存修復日本画研究室の荒井経先生に調査をお願いいたしました。この調査により、神楽殿の天井絵及び杉戸絵は明治期を代表する日本画家である佐竹永湖と錦谿によって明治21年に作画されたと推定され、作画から約130年を経過しておりますが、図像や色彩が後世の補筆や加筆がなく、当時の状態のままに保たれており、保存状態が比較的よいことがわかりました。

また、天井絵及び杉戸絵には奉納者名が記載されており、当時の松戸宿を構成していた人々が協力して神楽殿の創建に携わったことがわかり、歴史的にも貴重な資料であることが判明いたしました。

松戸神社では、これらを将来にわたり保護・保存していくこととし、東日本鉄道文化財団の助成を受け、東京藝術大学大学院保存修復日本画研究室の監修のもと、現在の状態を維持していくための保存修復を行ったところでございまして、神社の祭礼時には一般公開をしております。

明治期の松戸宿で著名な画家たちが活躍したこと、それを支えた人々の信仰のあかしともなっているこれらの作品群は、美術的に、そして歴史的にも貴重なものとなっております。

以上の理由から、松戸神社神楽殿天井絵及び杉戸絵を松戸市指定文化財に指定するため、松戸市文化財審議会への諮問についてお諮りするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

参考資料として、カラーでの、私たちの資料はカラーで出していただいております。大変数もたくさんあるようでございます。

それでは、ご質問等ございましたら。

市場委員、お願いします。

**市場委員** この天井絵とかについて、その文化的価値は、僕にはわからないことなので、そういうことは置いておくとして、これは、こうやって文化財、松戸市文化財として指定された場合には、その管理とかについて、松戸市なり教育委員会なりがある程度かかわりを持っていくということになるのかどうかということをお教えください。

**教育長職務代理者** 社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** 指定文化財になったものの管理につきましては、その所有者の責任において行っていただくことになっております。ただ、市といたしまして、その保存、維持していくための奨励金を、多少でございますが出させていただいているのと、それから、もし今後、修復等があるとするならば、そこら辺について、委員会としても協力させていただくことを想定しています。例えば補助金であったり、または、もし市の予算がとれれば、そこら辺の助成をすとか、そういったことを考えております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 基本的な管理は所有者が行っていただき、その補修・保存のための、もし計画があるときに、補助金等もあり得るといいますか。

**市場委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そのほか、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** 今回これで承認が得られれば、審議会のほうにお諮りになられると思うんですけども、今後のスケジュールを、大体どういう見通しで考えておられるのかということをお聞きしたいのと、たしか何かの資料で、審議会でこれを議論するのが、一、二年前に既に予定

されていたような気がするんですけども、何か、それは私の勘違いなのか、それとも、何か理由があって今回まで遅れたということなのか、ちょっとその辺のところ、もしわかれば。そういうことがなければ結構なんですけれども。

**教育長職務代理者** スケジュールについて、まずお願いしましょう。お願いいたします。

**社会教育課長** スケジュールでございますが、今日ご承認いただいた場合、今月末に一度、文化財審議会を開催いたしまして説明させていただき、委員の皆様にご検討していただくと思っております。その上で、新年度に入ったところで、もう一度、新たに2回目の審議会を開催いたしまして、ご意見をいただきながら調書をつくり、そこで、できることならば答申という形をいただいて、直近の教育委員会会議にご報告させていただいた上で、その結果を踏まえて、もし可能であれば、文化財として指定していただければと考えているところでございます。

それから、もう一点、過去にということでございますけれども、文化財審議会の委員さんからは、市内にあるいろいろな古いものについて、これはどうだ、あれはどうだというようなご意見は常に出ているところでございます。そういった中で、松戸神社につきましても過去に出た経緯はございますが、やはり今回、松戸神社につきましても、古くなった神楽殿の改築をするに当たりまして、やはり、大分傷んできた天井絵につきましても、修復して残していきたいという意向がございました中で、東京藝術大学の先生のご協力を得て、あと補助金等をもらいながら、今回修復できたところでございますので、そうした中で、今回、市としましても、これを保存すべきものとしてお諮りさせていただいているところでございます。

**伊藤委員** わかりました。

**教育長職務代理者** ほかに、いかがでしょうか。

ちなみに文化財って、今何点、松戸市の指定とするとあるか、ご紹介いただけますか。

社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** 松戸市の文化財でございますが、国指定が7件、県指定が5件、松戸市の市指定文化財が40件となっております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

これは神楽殿、ふだんは見られるようになっているんですか。

社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** ふだんは、天井絵は中にごございますので、見られなくなっております。ただ、



何かの祭礼だとかの行事のときに、神社側が公開して、一般の方にごらんいただいたりしていることがございます。通常は行っても、神楽殿自体の外回りしか見られませんので、絵は一切、ちょっと見られない形でございます。

**教育長職務代理者** 常に見る、要は外ですものね。外というんですかね、松戸神社の正面から見ると、神楽殿は向かい側のところですよ。ふだんは雨戸みたいにして閉まっているんですね。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** 武田委員、何かご感想でも。

**武田委員** この議案に対しては別に何もありませんけれども、私、これ見たことありまして、割ときれいに残っていると思いますし、今回この図像をつけていただいて、非常に、あのとき暗かったので見えなかった部分もよく見えているんですね。絵としては、私、とてもいい絵だなと思って拝見していました。

特に格天井の絵って、やはりどこに行っても、京都なんかでもいっぱいありますけれども、すごく人気がありまして、やはりこういうものがあると、見たいという方ってかなり多いと思うんですね。そういう意味で、戸定邸とも近いですし、ぜひアピールするのには、いいものになっていくのではないかと、すごく期待しています。

以上です。

**教育長職務代理者** 見ていただく機会が、これはもう神社のものでありますけれども、ぜひ社会教育課も、神社側に公開する機会がありましたら、積極的に促して、ぜひ市民みんなで共有させていただければと思います。

よろしいでしょうか。

そのほか、ないようでございますので、それでは……

**伊藤委員** すみません、ちょっと……

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** その関連ですが、文化財指定を機会に神社のほうで、一般の人がこれを見られるような、そういう何というか、アレンジをしていただくことはできないのでしょうか。

**教育長職務代理者** 公開に向けての仕組みづくりを。

**伊藤委員** ええ。

**教育長職務代理者** 社会教育課長。

**社会教育課長** 神社側の考え一つになってしまうんですが、例えば文化財に指定され場合に、

何か記念してやっていただくとかいうことは想定できますけれども、あくまでも、何かの行事に絡めて、恐らく公開していくのではないかと考えております。

ただ、氏子さん等の関係もございますので、一概に私どものほうから、どうしろこうしろというのは言うことはできませんが、何か機会にお願いはしていきたいなとは思っております。

**伊藤委員** お金を払って見るという形でもいいかもしれませんが、見たい人が中に入って一定のルートで見られるような方法を考えていただけると有難いと思います。

**教育長職務代理者** そうですね、美術的価値もあり、歴史的な経緯もと、1888年ですね、それに書かれたという、非常に古いものでもありますし、そういった意味で、一步踏み込んだ、何かコラボレーションができないかという意見がありましたということ、ぜひお伝えいただきまして、宮司さん、氏子さん、いろいろお考えもあるでしょうけれども、ぜひ促していただければという意見でございました。お願いいたします。

そのほか、ご意見、ご質問。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

議案第38号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第39号

**教育長職務代理者** それから、お手元配付資料で議案第39号が、教育長から出されているものがあります。

これを日程に追加変更の上、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認めまして、議案第39号を日程に追加変更の上、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案第39号「松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ご説明をお願いいたします。

保健体育課長、お願いします。

**保健体育課長** 保健体育課でございます。

よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第39号「松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

このたび、学校教育法の一部を改正する法律が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることから、松戸市学童災害共済条例の一部を改正するものでございます。

内容は、学校教育法第1条第1項で、中学校の後に義務教育学校が加えられたため、本条例第2条第1号中にも義務教育学校を加えるものでございます。また、これにあわせて、他の文言も精査し、一部を修正するものでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ご説明は以上でございます。

これより質疑及び討論に入ります。

資料確認、皆さん、お手元間違いないでしょうか。2枚物ですね。対照条文も参考資料でついたものでございます。

義務教育学校については、改めてご説明はいいですか。委員の皆さんは大丈夫でしょうか。

**教育長職務代理者** 前期課程、後期課程というような形で、6年・3年という枠は一応堅持した上で、堅持というか残した上で、9年間の学校をつくるという、小学校でもなく中学校でもない。小学校、中学校を通したものとして、義務教育学校という名称の学校の種類が制度上はできたということで、松戸市にはまだないという前提で、文言の整理ということだと思えます。

松田委員、お願いします。

**松田委員** 私はなぜ急がなければならないのかということをお伺いしたいと思います。当然、法律が変われば、それに関連する所要の条例とか規則とか、そういったことは整備していくのが当然だと思います。しかし、これは松戸市の学童災害共済条例ですので、義務教育学校を、例えば早急に整備する、あるいは小中一貫校、そういったことを整備していくのだということであれば、これは当然改正しなければならないだろうと思えますけれども、市として、

その方向がどうなのかということが示されない中で、改正が必要なのかどうか。今の条例で十分なのではないかと私は思っています。

それから、一番最後のほうなんですけど、他市町村、村まで、今までは他市町ということだったのですが、他市町村まで引き受けなければいけないという、実態として村がどう関わってくるのでしょうか。松戸市が委託を受けるということになってきますと、どの程度の村のところを想定しているのか、この辺の説明をお願いできればと思います。

**教育長職務代理者** 保健体育課長、お願いします。

**保健体育課長** まず、ご質問の1つ目、松戸市ではまだ義務教育学校を設置する予定がないけれども、なぜ条例を整備しなければいけないかというご質問が1点目だと思います。

これにつきましては、法務担当のほうから、これにかかわる条例を持っているところは全て出してくれということで依頼がありました。今後、松戸市でも市独自で、義務教育学校を設置するかどうかわかりませんが、可能になるというふうに解釈しております。学童災害共済は、松戸市在住で市外の義務教育学校に在籍する児童または生徒も加入対象となるため、加える必要と考えております。

それから、村のことが2つ目の質問で、村からわざわざ来る子はあるのかということなんですけれども、最後のほうに、委託される子ども、例えば実際問題、DVからの避難とかがあります。そういう子どもたちがこういう学校に入ってくる際には、やっぱり村からの可能性もあるということで入れさせていただきました。

ただ、村が最初から、これは抜けていたそうなんです。何か法務担当に確認したところ、条例制定のときに手書きで行ったということで、抜けてしまったんだろうと。その可能性が高いということでした。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 松田委員。

**松田委員** そうしますと、例えば市内に住んでいて、義務教育学校、他市の義務教育学校なんかに通う場合も、これを適用することがあるからと、そういう理解でいいんですか。

**保健体育課長** はい、そうです。

**松田委員** わかりました。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そのほか、いかがでしょうか。

市場委員、お願いします。

**市場委員** 今とほぼ同じですけども、松戸市に住んでいる人が他市町村の学校に通ってもこ

れの対象だし、他市町村に住所があって、何らかの理由で松戸市の学校に通っている人も対象だという理解でよろしいですか。

**教育長職務代理者** 保体課長、お願いします。

**保健体育課長** 今、市場委員からおっしゃられたことで、そのとおりでございます。現に松戸市在住でも、私立の学校に通っている子には案内を出しています、これが使えるということで。ですので、両方あり得るかなと思います。

以上でございます。

**市場委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そのほか、よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問ないようでございます。これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第39号を採決いたします。

議案第39号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** 異議なしと認め、議案第39号は原案どおり決定とさせていただきます。

お疲れさまでした。

---

#### ◎報告等

**教育長職務代理者** 続きまして、それでは報告に移らせていただきます。報告等でございます。

初めに、東松戸小学校開校に伴う行事ということでございます。

教育企画課専門監、お願いします。

**教育企画課専門監** よろしくお願いいいたします。

東松戸小学校開校に伴う行事についてご報告いたします。

その前に、東松戸小学校の現状でございますが、天候にも恵まれ、工事のほうも順調に進められております。この後、工事完了とともに備品等の搬入を行い、3月末までには完了させ、4月の開校を目指しているところでございます。

それでは、開校に伴う行事についてご報告申し上げます。

まず、資料の1番から4番まででございますが、2番目の始業式、3番目の入学式は、学校主体で行います、他の学校と同じような始業式、入学式になります。ただし、入学式につ

きましては、新1年生から新6年生まで集まりますので、市長から開校のご挨拶を頂戴するような形で行ってまいります。

次に、1番の学校見学会、4番の開校記念式典についてでございます。

学校見学会につきましては、児童もかなり待ち焦がれているということもございますので、まず最初に、児童及び保護者と対象とした見学会をこの4月2日に行います。

4番の開校記念式典につきましては、午前9時30分から10時15分に式典、終了後、来賓の方々の学校の見学会を行いまして、11時には終了する予定です。そして、その午後に地域の方々、2日に来られなかった保護者などを対象とした学校見学会をやっといこうと考えてございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

よろしいでしょうか。何か確認等あれば。

それでは、東松戸小学校開校に伴う行事については以上でございます。

続きまして、成人式の報告、平成28年松戸市成人式の報告についてでございます。

社会教育課、お願いいたします。資料は追加で配られているものですね。

**社会教育課長** はい。

それでは、成人式に際しましては、お忙しい中ご臨席いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、1月11日に開催いたしました平成28年松戸市成人式の結果についてご報告させていただきます。

成人式の式典につきましては、ご案内のように午前10時半に開始いたしまして、ほぼ予定どおりの12時までに終了することができました。

対象者につきましては、記載のとおり4,821人となっております。当日の出席者数は2,878人で行いました。出席率で見ますと59.7%となっております。ただ、ホールに入らずに、受付を通さずに外でずっとたむろしていた方も結構いらっしゃいましたので、実際お越しいただいた方は、もっと多いのではないかと考えております。

ただ、昨年よりも数字上は1.8%の減となっておりますけれども、過去2年よりも若干下がっているものの、ほぼ平均的な出席率であったと考えております。

また、ご来賓につきましては、33名の方に出席していただきました。

成人式業務につきましては、記載のとおり、教育委員会から28名、松戸市選挙管理委員会

から8名の職員が従事いたしました。

さらにまた、成人式の協力者といたしまして、新成人スタッフが15名、昨年までの成人式スタッフが12名、合計27名の方にご協力をいただきました。

当日は天候にも恵まれまして、特に救護の緊急連絡やトラブルなどもなく、内容的に充実したものではないかと思っております。最後のCOSMOSの合唱では、感極まって涙を浮かべるような女の子も見受けられましたので、今年につきまして、何とか無事終えることができたのではないかと思っております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ご感想等いかがでしょうか。武田委員は残念ながら、体調不良につき当日見られなかったわけですが、松田委員、いかがですか。

**松田委員** 今回は、非常にスマートな、セレモニーらしい成人式が行えたのではないかなと思っております。私も感激した1人です。特に、前回の教育委員会会議で課長さんをお願いした選挙の件だったんですけれども、それも市長さんのご挨拶の中に選挙をめぐるこれまでの年との違いを入れていただきまして、恐らく事務局から相当ご配慮をいただいたのだろうと、感謝したいと思っております。

さらに、11時25分の時点で、座席がほぼ満席に近い状態であったということは、今までにないものだったのではないかと感じました。皆さんの企画・支援と、それからスタッフの皆さんのご努力のたまものではないかと感じました。

あともう一つ、COSMOSについては、なぜCOSMOSだったのか、その辺が個人的には知りたいなと思いました。以上です。感想でございます。

**教育長職務代理者** 合唱曲を選んだ経緯がわかれば。

**社会教育課長** 新成人スタッフの選曲でございまして、ことしの新成人につきましては、中学校時代にみんな歌って、歌詞を見なくても歌える方が多いということでございました。今回の新成人スタッフが、最後に舞台上でみんなを誘うために歌うわけでございますが、それを初めて練習したときに、それぞれ中学校のときにやっていたパートをそれぞれが思い出してやって、1回目の練習でハモってきれいにできていたということで、私もびっくりしている次第でございまして、やはり中学のとき、皆さんかなり歌われていたようでございます。

**教育長職務代理者** うちの子どもも知っていました。COSMOSというのがよかったんだよと言ったら、うん、知っているよと。何か常識じゃんみたいな言い方で、知らなかったのみ

たいな感じで、いかにふだん関心を寄せていないか。

伊藤委員、初めて参加された……

**伊藤委員** はい。今回、実は自分の成人式にも出ていなかったもので、初めて成人式を体験させていただきました。

ただ、マスコミを通じてうかがわれていた成人式というのが、いろいろニュースになるほどですから、やっぱり荒れた成人式とか、何かイレギュラーなことが起こった成人式というのが割と紹介されるケースもあったので、何かハプニングでもあるのかなと、実は、ちょっと心配していたんですが、本当に時間どおりに進行していたし構成も非常にうまく行われていて、もちろん教育委員会事務局のいろんなご指導もあったんだと思うんですけども、あれを構成した、若いスタッフの皆さんは、すばらしかったと感心しました。

あとそれから、内容的にも、私の主張という非常に真面目な、ああいう発表をして、それを観客というか、皆さんが真面目に聞いて、それに反応しているということで非常に驚きました。ですから、こういうすばらしい成人式が松戸市内で、松戸市で行われたということは、非常によかったと思います。というのが私の印象です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

市場委員。

**市場委員** お二人おっしゃるとおりで、非常に時間どおりでスムーズな進行で、最初、式典部分があつて、後から何というか、パフォーマンスというんでしょうか、そういう部分があつて、その構成のおかげだったのか、最後まで席を立つ人が非常に少なかったと。しかも、最後合唱で、皆さん本当に歌えるというのは、僕もあそこで何でなんだろうと思いましたけれども、それはびっくりしました。応援のかけ声はあつても、やじみたいなものもほとんどなかったと思いますし、非常に、立派な成人式というと、また何かあれですけども、よかったですと思いました。

**教育長職務代理者** 私も本当に、テレビで出てくる有名なキャラクターが来て、みんな喜ぶという種類のものと違う手づくりの中に、同世代がつくるということにきちっと参加するということが、できるじゃないかと、これ本当、全国で紹介したいような、すばらしいものだったんじゃないかなと思います。昨年までの反省を大分口うるさく、ここでも社会教育課にはお伝えをして、それが見事に解決されているというのにびっくりしましたし、恐らく、何だか見えないところでの配慮がいろいろあったんでしょう。

教育長は何か。



**教育長** いえ、ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 以上で。教育長の講評も、講評ではないよと言いつつ、非常に、何というんですかね、ご自身のことも含めて、感銘を与えたお話であったと思います。

それではいいですか。ほか、ご質問なければ。

じゃ、大変お疲れさまでございました。

続きまして、28年七草マラソンの報告ということでございます。

これも資料があります。

それでは、スポーツ課からでしょうか。

スポーツ課長、お願いいたします。

**スポーツ課長** スポーツ課でございます。

1月10日に開催されました第61回松戸市七草マラソン大会の結果につきましてご報告申し上げます。

資料でございますが、第61回松戸市七草マラソン大会開催概要をかがみにいたしまして、以下、来賓、主催者等の出席者一覧、それから種目別の完走者の内訳、上位入賞者の一覧、新聞記事、開会式等の様子を撮影いたしました写真をご用意させていただいております。

大変恐縮ですけれども、1枚目の開催概要、一部、ちょっと訂正のほうをお願いしたいと思いますが、1枚目の開催概要の5番、当日従事人数でございますけれども、5番の下から6行目に、「松戸市立病院救急救命センター」と記載がございますけれども、正しくは「救命救急センター」でございます。「救急救命」を「救命救急」にご訂正のほうをお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

当日は、見事な快晴に恵まれまして、また風もない穏やかなマラソン日和の中で、予定どおり8時40分から開会式が行われました。山田教育長職務代理者を始め教育委員の皆様方には、朝早くから開会式にご出席いただきまして、ありがとうございました。

大会のほうは、最初に小学生高学年2キロの部が予定どおり9時25分にスタートし、合計で15種目あるわけですけれども、それを6つのグループに分けて行われましたが、最後の10キロの部が10時15分にスタートし、その最終ランナーが11時32分にゴールイン、所要時間で1時間17分ですけれども、ゴールインいたしまして、無事終了しております。また、10キロの部は、大会本部が定める中間点を設定時間の35分以内で通過できない競技者はナンバーカードを外し、そこで終了ということでございますけれども、今回は12名の方がタイムオーバーになっております。

また、資料の3枚目に新聞記事を載せておりますが、そちらに記載のとおり、今回の大会では初の海外招待選手といたしまして、2012年のロンドン・オリンピックに出場し、今年のリオデジャネイロ・オリンピックへの出場も内定しておりますルーマニア陸上界のエース、男子マラソンのマリウス・イオネスク選手と女子競歩のクラウディア・ステフ選手に参加いただいております。マリウス・イオネスク選手は、小学生中学年、ウォーミングアップも兼ねてですけれども、そちらの2キロの部と10キロの部に、それから、クラウディア・ステフ選手は、ファミリー2キロの部と5キロの部に競歩で参加し、大会を大いに盛り上げていただいております。

参加人数でございますが、資料の1枚目の4番に記載してありますとおり、申込数は5,193組で5,661名でございます。昨年の大会が5,191組で5,662名でございますので、ほぼ同じ数字でございます。実際の参加人数につきましては、昨年の大会から事前に申込者に計測用リグ付きのゼッケンやプログラム等を送付している関係から、当日の受付は、ゼッケン等が届かなかった方だけを対象としておりますので、把握はできておりませんが、完走者が4,614組で5,056名でございますので、申込数に対する完走率は89.31%でございます。申込者は、北は北海道から南は沖縄まで参加がございまして、最高年齢者は柏市の85歳の男性が5キロの部に参加して、見事完走されております。

今回の大会で新たに行いました試みといたしましては、高校生以上の参加賞を、Tシャツだけではなくて、タオル、リストポーチなど、複数の中から選べるようにしております。また、マラソン大会は、2キロ、3キロ、5キロ、10キロと4区分あり、それぞれのスタート地点が違うことから、スタート地点にかなり大きなバルーンを用意いたしまして、4メートルの特大型エア看板なんですけれども、設置することによって、遠くからでもスタート地点がすぐわかるようにいたしました。その写真は、資料の最終ページのほうに載せておりますので、ご覧いただければと思います。

当日の従事人数でございますが、体育協会の関係者、それから陸上競技協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員などのスポーツ関係者のほか、松戸警察署、松戸東警察署、交通安全協会や赤十字奉仕団などの関係機関等を合わせて552名の参加をいただいて運営しております。

また、今回は災害派遣医療チームを擁しております松戸市立病院の救命救急センターからのご協力のお話もいただきまして、ドクターカーを出動していただき、コースの沿道で待機をしていただきました。また、10キロの部に出場いたします医師がAEDを背負って走って

いただくなど、緊急時に速やかに対応できるような体制をとっていただきました。

事故、トラブル、苦情等でございますが、大きな事故は特になく、千葉県赤十字特殊救護奉仕団、それから千葉県柔道整復師会により処置をしていただいていますけれども、すり傷3名、膝痛1名、貧血1名の計5名の処置にとどまっております。また、大きなトラブル、苦情等も特にはございませんでした。

以上ご報告とさせていただきます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

何かありますか。

ちょっと感想と、あれなんですけれども、招待選手はことし初めてではないんでしょうね。大変すばらしい機会で、世界で活躍する選手と一緒に走れたというのは、10キロのところで、当然トップは招待選手が走っていたわけですが、それに必死でついていこうとしている高校生が、見ていると涙が出てきちゃって、こちらも涙腺が緩くなってきているのか、すばらしいなと思ったので。ここら辺の仕掛けというか、どこがそういうことを考え、実現されているんですか。

スポーツ課長。

**スポーツ課長** 招待選手につきましては、過去にも、ちょうど第59回のハーフマラソンのときに、アマチュアの選手と、また、松戸市に拠点があります日立物流の駅伝の選手ですね、今年のニューイヤー駅伝で9位に入っておりますけれども、日立物流の方の参加等はございましたが、海外からは初めてということで、この件につきましては、日本とルーマニアのスポーツ・文化交流に取り組む市民活動団体の日本ルーマニアスポーツ・文化交流協会というところがございますが、そちらの方の招きに応じて来日して、市民のランナーの皆さんとスポーツを通じた国際交流、それから学校訪問などを行いたいということで、お話がオリンピック・パラリンピック推進担当を通じてございまして、実行委員会のほうに諮って出場していただいた経緯がございます。

**伊藤委員** その今の言われた協会の理事長が松戸市に住んでおられる方で、その本部というか事務局も松戸市にあるということで、そういう経緯があつて……

**教育長職務代理者** 実現したと。

**伊藤委員** はい。その方が、ぜひマラソンにということでやられたみたいです。

**教育長職務代理者** これは恒例になるのかならないのか、ちょっとわからないですけども、なるとなったらこれは大変ですね。そちらの、恒例になって毎年……

伊藤委員 恒例になるかどうかは。

教育長職務代理者 ならないですね。

スポーツ課長 一応、今お話しいただきました文化交流協会の方が、松戸市にお住まいで2020年の東京オリンピックのキャンプ地としてルーマニア選手団を誘致したいということで活動もされているみたいです。その方が古ヶ崎の近くに住んでいるみたいで、古ヶ崎小学校を昨日ですか、学校訪問して交流しており、今日の新聞に載っていたかと思うんですけども、来年もぜひ来たいというような内容の記事が載っていました。また来年も来るということになれば、同じように走りたいという話になるのではないかと思います。

教育長職務代理者 非常にいいですね。小さい子と手をつないで走っていただいたりして、非常に夢が広がるいい機会。これ、お金は負担しないでやっているんですか。

スポーツ課長 ええ、交流協会が全額負担で、こちらからは参加賞のTシャツを。

教育長職務代理者 ぜひ、簡単にお金は出せないでしょうけれども、何か土俵を整えて、ぜひ今後も。

それとあと、マイクがすごい調子悪かったですけれども、あれはどこのマイクなんですか。

スポーツ課長 運動公園の……

教育長職務代理者 運動公園はスポーツ課でしょう。

スポーツ課長 はい、陸上競技場につないで使うものですけども……

教育長職務代理者 あれ、年中あんな調子悪くちゃ、とても……

スポーツ課長 次回以降気をつけます。

教育長職務代理者 本当に、開会式が長過ぎるんですよ。特に、私たちは来賓じゃないと私は思うんですけども、どうなんですか。ご紹介いただいたんですけども。だから、非常にご配慮いただくのはいいですけども、子どもたちも立って、ほかの参加者もいますので、どうやったらもっとスマートにできるかというところは、ぜひ工夫していただいて、特に私たちの紹介は、ものの1分ですけども、要らないんじゃないかなと思ったし。

スポーツ課長 一応8時40分から、最初のスタートが9時25分ですから、9時までに終わらせるということで、20分以内を目標にやっていますので、お見えになった方、それぞれ全員挨拶いただきたいところですけども、紹介という形で、短くしようということでやっております。

教育長職務代理者 必要なものは必要なんでしょうし。

天候によっちゃ、ちょっとこれ、体冷やしておいて、走る前に。アップをしたい時間に冷

やしているのです。

**伊藤委員** 我々はコート着ていても、選手の皆さんは割と薄着なので、ちょっと協会と調整した方がいいのではないのでしょうか。

**教育長職務代理者** そう、だから、ここで言うことができることじゃないと思うんです。協会が自主的にやっていらっしゃることなので、それを余り意見を言っていないものかどうかわからないですけども、できれば省けるところは省く、私たちは主催者の一員なので、別に紹介も要らないと思いました。

**松田委員** この名簿でも私たち教育委員が来賓になっていきますけれども、主催者のほうに移していただいて。

**教育長職務代理者** なのかな。だから、ここら辺が何とも、何とも言えない……

**松田委員** 紹介は要らないですね。

**教育長職務代理者** そこら辺は来年以降。

**教育長** 一つだけちょっと、来年度に向けて、どうなのかなと思うことがあるんだけど、後半、5キロ走った高齢者の方が倒れ込んでということがありました。これからますます高齢者の方の参加が増えていくのかなと思うんですけども、いろんなスポーツで、結構年代別のがありますよね。60から65とか、そういうふうに年代に分けて。でも、マラソンは、そういうこともあってもよいのではないかな。でも、健康面とか、こっちの管理面を考えると、そういうふうな考え方とか、ほかの大会で、そういう年齢を区切ってとか、そういうのはないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

実は、あの日の前の市原市の大会で、年齢が高いわけじゃないのですか。57歳の方が心臓で、マラソン大会の途中で亡くなっていたのです。だから、すごく私はあの日、心配しながら見ていたんですけども、ちょっとその辺、1回議論してもらえますか。

**スポーツ課長** 募集要項にもありますように、各自自分の体調に応じてというところだと思いますので、特に10キロ以外はタイムも制限していませんので、それぞれ参加に当たっては、自分の体調に応じてやってくださいということではお伝えしていますので、それをほかの、例えばテニスとか、そういった競技と同様に、年齢ごとのレベル、同じような方での参加というところちょっと難しいところがあるかもしれませんが、ご心配いただいた点はわかりますので、そこら辺は今後、ちょっと検討していきたいと思えます。

**教育長職務代理者** そのほか、よろしいですか。

それでは、以上で28年七草マラソンの報告を終わります。

報告も含めて議題は以上です。

---

◎その他

**教育長職務代理者** その他に移ります。

事務局より教育功労者表彰についてですか、企画課長。

資料がお手元にありますでしょうか。参考となっていますかね。

**教育企画課長** それでは、教育功労者表彰の議案に関しまして、過去何回かの教育委員会会議におきましてご質疑をいただいているところがございますので、これについて、私ども、ちょっと考え方をとりあえず整理いたしましたので、ご説明させていただきたいと思います。

まず一番上、1枚目の第2条の表彰基準というのがございますが、ご質疑の中で、第2条の第5号に、多年にわたり委員会、審議会等に在職し、その功績が顕著であった者という規定があるんですが、ここに、委員会、審議会等に在職しとあるものですから、これまでの質疑の中で合議体の委員に限定しているのではないかというようなご指摘をいただいております。例えばスポーツ推進委員や学校医等はこれに含まれないのではないかというようなご指摘をいただいているところがございます。

実はこれ、今回、この第2条の表彰基準というのをお示したわけなんですけど、これは、実は今回のために、今回ご質疑をいろいろ、ご指摘を受けたことを受けて、改めてつくったものではなくて、教育委員会では制定年月日まではわかりませんが、作成年月日まではわかりませんが、こういう第2条の表彰基準を設けておまして、ここにありますように、第5号に該当する分野として、法令、条例、規則に定める委員、要綱等に定める委員、学校医等はこちらに該当するものとして、今取り扱っているという状況でございます。

それから、次の2枚目に移っていただきたいと思いますけど、表彰に際して記念品を贈呈している場合がありますが、その辺についての基準はあるのかというご質疑をいただいたところでございますけれども、こちらにつきましては、こういう場合に記念品を出す、こういう場合は記念品を出さないという基準というものはございませんが、こちらにありますように、過去の教育功労者表彰に伴う記念品の有無ということで、一覧表に実績という形でお示しをさせていただいているところがございます。記載のとおりなんですけれども、一定の傾向はうかがえるのかなというふうに思っております。基準というものはございませんが、学校医さん、学校関係者に関しましては記念品を出しているという傾向がありまして、例えばです

けれども、これを切りかえるということは、ちょっと難しいのかなというふうに思っているところでございます。

それから、3枚目、4枚目に移りますが、確か前回の会議で、スポーツ振興委員の表彰について議案を出しましたが、そのときに、その対象の方がお亡くなりになっていたということだったと思いました。当初ご用意した議案では、その方がお亡くなりになっていたことは、議案そのものからはうかがい知れない内容になっておりましたが、お亡くなりになっていた場合は、表彰規則の第4条の規定によって追彰するという規定がございます。死亡の日前にさかのぼって表彰するわけでございますので、このように死亡した方の場合、死亡して追彰する場合は、その旨はつきり明示をさせていただこうというふうに、次の会議からは議案をこのような形で、この記載例のような形に改めさせていただければと思います。

具体的には、表彰対象者のお名前の後に、本件は松戸市表彰教育委員会表彰規則第4条の規定により、いついつ付をもって追彰するものとするということと、それから、最後のページでございますけれども、経歴の欄に、お亡くなりになったということを一応お示しをさせていただきたいというふうに思っております。

現在、今のところこの形で、実は2月の定例会にもまた提案する予定でございますので、そのときにまたご質疑をいただければと思っておりますが、表彰規則につきましては、一番問題になったのが第2条でございますけれども、第2条、それから、その他の条文につきましても、今ちょっと事務局のほうで一応見直しを、検討して、必要があれば見直しをするということで、今検討しておりますので、ご理解いただければと思います。

いずれにいたしましても、2月に改めて表彰規則、表彰の議案が出ます。それから、場合によっては、それ以降、表彰規則の改正ということも検討してございますので、またそのときによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

実際、5号が多いわけですね。ほとんど5号。

じゃ、今後の参考に。

**伊藤委員** ちょっと1点だけ。

**教育長職務代理者** 伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** 念のためですが、もう既に、ここの最後の紙に書いてありますけれども、どういっ

た功績での表彰なのかがわかるよう具体的かつ端的に記載するという部分、これからやっていただけるとのことだと思えるんですけども、たしか私の記憶では、昨年10月に亡くなられた方の表彰があったんですけども、要するに、スポーツ推進委員として多年にわたりスポーツの振興に努めた功績は多大であるというだけで、どんなスポーツかもわからなくて、ちょっと全然中身がわからないような理由だったので、私も質問したんですけども、できるだけ今後は、ここにはソフトテニスという、そういう例がちゃんと書いてありますけれども、そういうスポーツの種類とか、あるいは、できればもう少し具体的に、どういう活動をされて、それが評価されたとかいうようなところを具体的に、これから書いていただけるようにしていただきたいというふうに、希望ですけれども、お願いいたします。

**教育企画課長** そのとおりだと思います。心がけたいと思います。

**教育長職務代理者** お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、そのほか委員の皆さん、ほかに何かございませんでしょうか。

1点、また勉強会というか、テーマを、きのうの文科省の市町村教育委員研究協議会の資料もありますので、また、市場委員にもコピーがきょう渡されたと思うんですけども、またテーマを決めて、きょうはこういう日程ですので無理ですが、ぜひまた事務局にもご協力いただきながら、勉強ができればというふうに思っております。忘れないように、ちょっと言葉にしてみました。

以上です。よろしく申し上げます。

それでは、議事進行を教育長、お願いいたします。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局から申し上げます。

**教育企画課長** 平成28年2月定例会でございますけれども、平成28年2月9日火曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催ということでいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは、確認いたします。

平成28年2月定例教育委員会会議は、平成28年2月9日火曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。



◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成28年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時12分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員